年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの

3 件

厚生年金関係

3 件

釧路厚生年金 事案 489

第1 委員会の結論

申立人のA社B営業所(現在は、C社)における資格取得日は昭和50年5月11日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月11日から同年5月12日まで 私は、昭和39年9月3日にA社に採用され、53年4月15日に退職する まで、何回かの転勤はあったが、同じ会社に勤務しており、申立期間の1 日だけ空白ができていることに納得できないので、申立期間を厚生年金保 険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びC社提出の継続勤務証明書から判断して、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、C社提出の辞令簿の写しによると、申立人について、A社D支店から同社B営業所への異動日は昭和50年5月10日(同社D支店の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿上の資格喪失日は同年5月11日)であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B営業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和50年5月11日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、昭和49年1月から同年3月までは7万2,000円、同年4月から50年3月までは9万2,000円、同年4月から51年3月までは10万4,000円、同年4月から同年7月までは12万6,000円、同年8月及び同年9月は10万4,000円、同年10月から52年3月までは12万6,000円、同年4月から53年3月までは14万2,000円、同年4月から55年3月までは15万円、同年4月から56年3月までは16万円、同年4月から57年3月までは18万円、同年4月から59年3月までは19万円、同年4月から63年3月までは20万円、同年4月から平成4年3月までは22万円、同年4月から6年10月までの期間及び7年4月から同年9月までの期間は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から平成11年9月まで

申立事業所における標準報酬月額の記録と実際の給与支給額が相違している。

給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給料支払明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認

定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和 49 年1月から平成6年 10 月までの期間及び7年4月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、昭和 49 年1月から同年3月までの期間は7万 2,000 円、同年4月から50 年3月までの期間は9万 2,000 円、同年4月から51 年3月までの期間は10 万4,000 円、同年4月から61 年3月までの期間は10 万4,000 円、同年4月から同年7月までの期間は12 万6,000 円、同年4月から53 年3月までの期間は12 万6,000 円、同年4月から53 年3月までの期間は14 万2,000 円、同年4月から55 年3月までの期間は15 万円、同年4月から56 年3月までの期間は16 万円、同年4月から67 年3月までの期間は18 万円、同年4月から59 年3月までの期間は19 万円、同年4月から64 年3月までの期間は20 万円、同年4月から平成4年3月までの期間は22 万円、同年4月から6年 10 月までの期間及び7年4月から同年9月までの期間は24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明である旨回答しているものの、申立期間のうち、昭和49年1月から平成6年10月までの期間及び7年4月から同年9月までの期間について、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成6年 11 月から7年3月までの期間及び同年 10 月から 11 年9月までの期間については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

釧路厚生年金 事案 491

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から38年11月1日まで 平成20年6月頃に年金記録を確認した際、脱退手当金を受給したことに なっていることを知ったが、脱退手当金の請求を行ったことも無いし、受

け取った記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている上、申立人が、最初に就職した事業所に係る申立期間より長い当該被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立期間の最終事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人の退職日の前後5年間で管理されている脱退手当金の受給要件を満たす女性被保険者28人のうち、支給記録が有る者は8人である上、受給要件を満たす複数の同僚及び事業所の事務担当者に脱退手当金の取扱いについて照会したところ、事業所の関与はうかがえないことから、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

さらに、申立人と同じ事業所の被保険者で、オンライン記録において脱退 手当金の支給が確認できた被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを 示す「脱」表示があるものの、申立人の被保険者原票にはその表示が無く、 申立人と同一事業所において「脱」表示の無い者で脱退手当金の支給を確認 できる者はいないことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていた とは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。